

第3章 計画の推進

第1節 推進体制

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む本市にとっても、一人ひとりの市民にとっても重要な課題です。したがって、健康増進施策を本市の重要な行政施策として位置づけ、「健康ひょうが21計画（第2次）」を推進するために、市民の健康に関する各種指標を活用しながら、取り組んでいきます。

そのためには、一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本となります。市としては、その活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくように、積極的な支援に努めます。

同時に、個人や家族の生活習慣、地域の慣習・特徴などの実態把握に努めながら、地域の健康課題に対し、市民が共同して取り組むことによって、個々の気づきが深まり、健康実現に向けての地域づくりができる活動を目指します。

「健康ひょうが21計画（第2次）」の目標達成のためには、市民、地域、関係機関、行政が一体となった取り組みや効果的な連携が重要です。市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や歯科医師会、薬剤師会などに加え、健康づくり推進員連絡協議会などの団体との連携を十分に図りながら、市民との協働による健康づくりを推進します。

なお、本計画を推進するにあたり、市民を取り巻く諸団体との連携を図りながら、関係団体で構成される「健康ひょうが21計画推進会議」にて、計画の進捗状況の確認や分析などを行います。

●関係機関との連携

医療機関、学校、企業など個人を取り巻く様々な団体と連携協力し、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

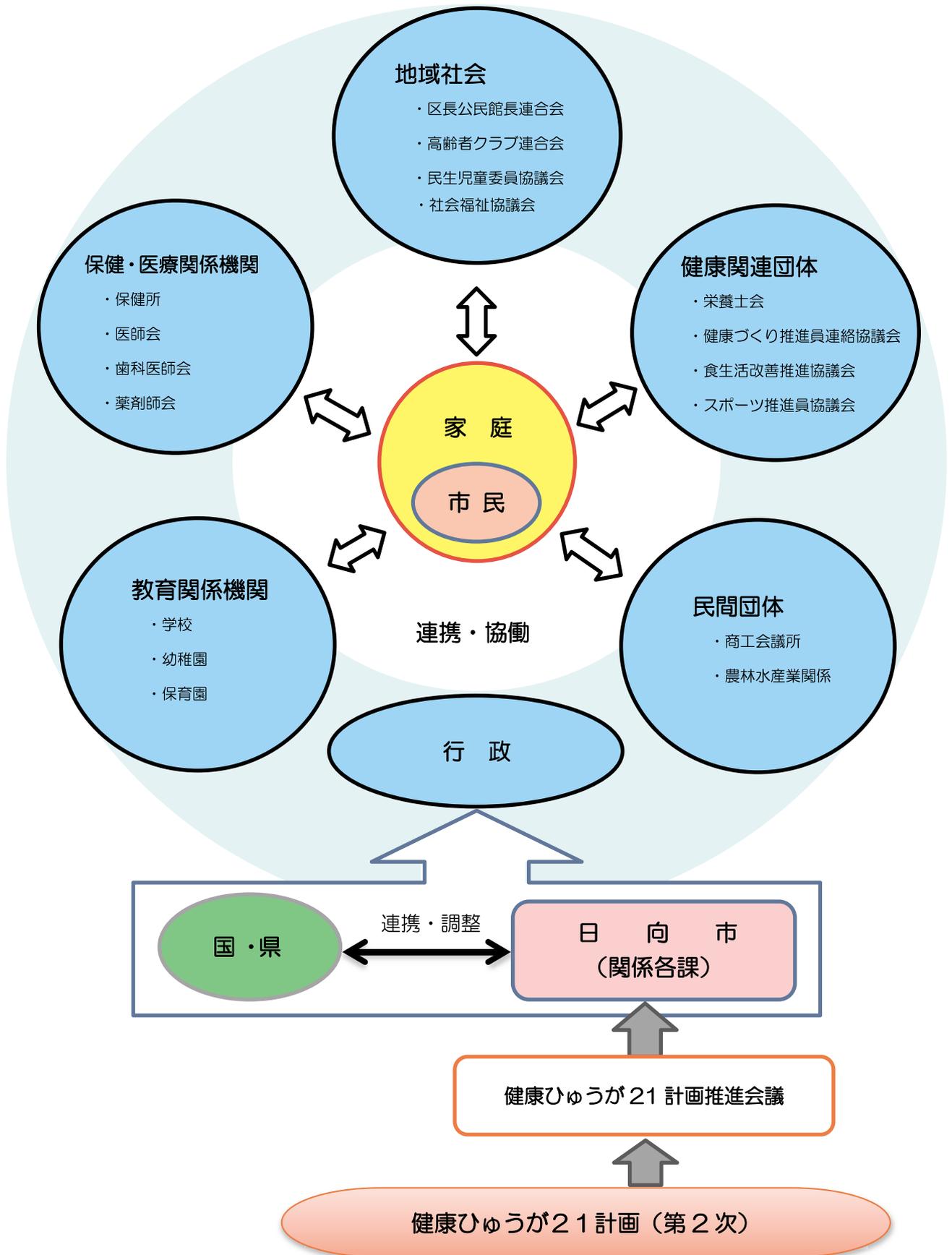
●地域との連携

区長公民館長連合会、健康づくり推進員連絡協議会、地域における住民組織などとの連携のもと、本計画の啓発や目標達成のための活動に取り組みます。

●関係部局との連携

市民の健康づくりは、保健部門だけでなく福祉、教育、スポーツなど様々な分野との連携を取りながら施策を総合的に推進する必要があります。そのため、いきいき健康課を中心に関係部局との共通理解を図るとともに、連携をとった取り組みができるよう努めます。

【推進体制図】計画推進のイメージ図



第2節 人材の確保と資質の向上

生活習慣は、個人のみでつくられているものではなく、社会の最小単位である家族や、その家族が暮らす地域などの社会的条件によってつくられています。

自然環境や地域の生活背景などを含めて健康状態を把握し、その地域の特性や健康課題を抽出して、地域の特性に応じた施策を実施していくことが求められます。そのためには、地区担当制によるきめ細かな保健指導などの実施が可能となる人材の確保が必要になります。

健康状態をはかる上で最も基本的なデータである、健診データを継続的にみながら、効果的な施策をすすめるために携わる保健師・栄養士などの資質の向上も不可欠です。

保健師や管理栄養士などの専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に積極的に参加して、自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めます。